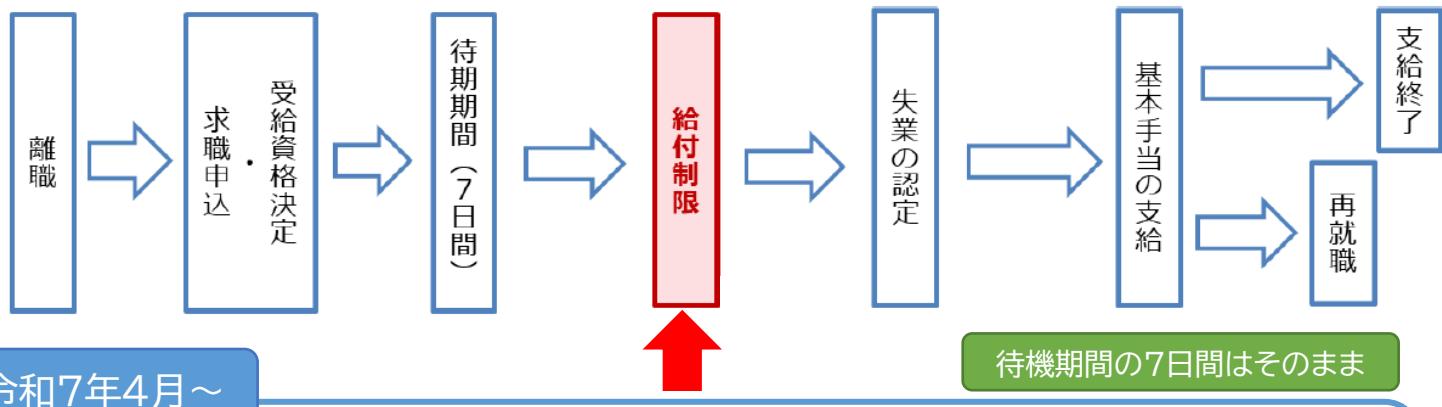


自己都合退職者の給付制限期間と育児時短就業給付金

◆基本手当の受給手続きの流れ(自己都合離職者)



- ☑ 原則の給付制限期間…「1ヶ月」へ(令和7年3月までは2ヶ月)
※5年以内に2回を超える場合は「3ヶ月」
- ☑ 令和7年4月以降に教育訓練等受講した場合→「給付制限解除」へ
 - ①令和7年4月1日以降に受講開始したもの
 - ②離職日前1年以内に受けた or 離職後に受けた方

◆育児時短就業給付金

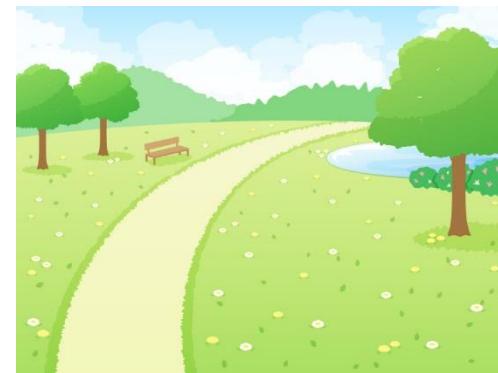
※再掲

- ☑ 2歳未満の子を養育する雇用保険の被保険者
 - ☑ 育児休業給付から引き続いて時短就業開始
※その他要件あり
or 時短就業開始前2年間に被保険者期間12ヶ月
- 曆月単位 MAXで「育児時短就業中賃金×10%」

<事務所より>

4月は入退社の手続きが多い月で、1件1件がその人の人生の節目になる出来事であることを思いながら、多くの手続きをさせて頂きました。

5月の年金相談日は「8、22日」ですが、イレギュラーで1～2日行くこととなり、5月は「30日」が追加となりました。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com